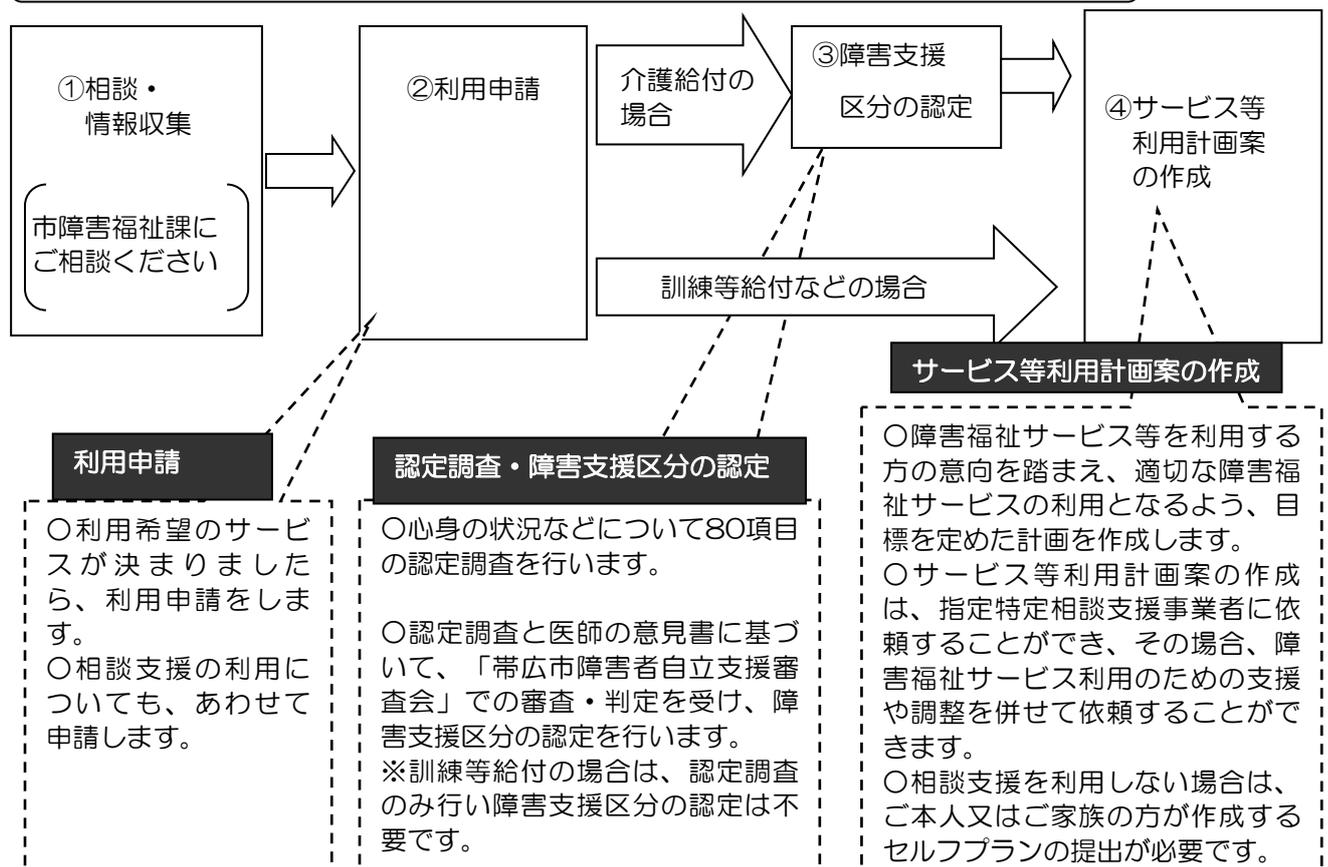


6 障害福祉サービス

障害福祉サービスは介護等の支援を受ける「介護給付」と訓練等の支援を受ける「訓練等給付」、児童の発達について、訓練等の支援を受ける「障害児通所給付」、そのほかの事業を行う「地域生活支援事業」があります。サービスを利用する場合には、あらかじめ支給申請を行い、支給の決定を受ける必要があります。
(知的障害関係分)

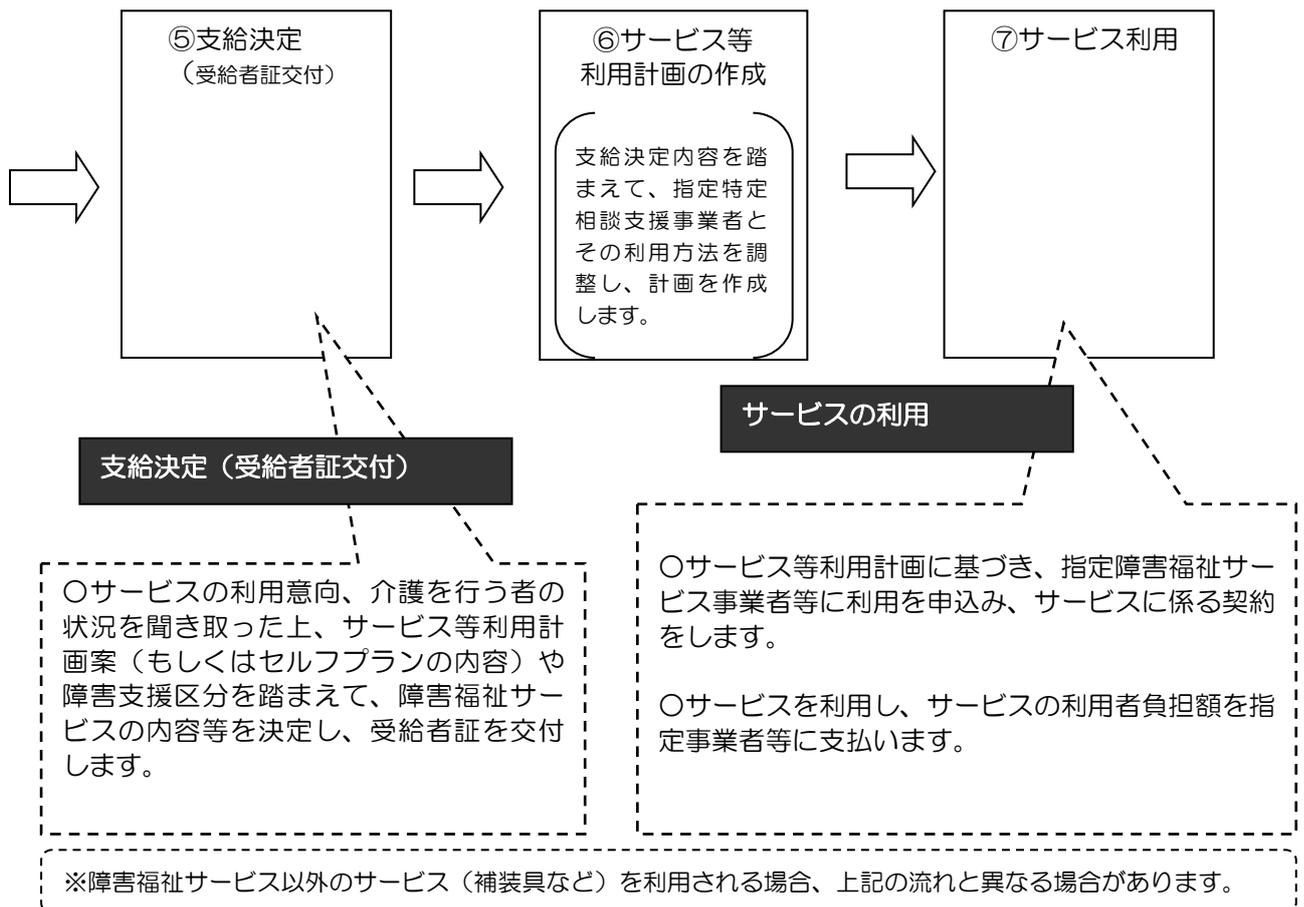
区 分	内 容
1. 対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉サービスを必要とする知的障害者（児）（療育手帳をお持ちの方又は知的判定を受けた方） ・ ただし、介護保険制度の適用を受ける方は、介護保険におけるサービス提供が優先されます。
2. 利用に至るまで	基本的な手続きの流れを参照してください。 （詳細については、別冊「障害福祉サービスガイドブック」を参照してください。）
3. 利用 者 負 担	原則1割負担となります。ただし、課税状況及び収入状況により、減免される場合があります。
4. サービス提供事業者	別冊「障害福祉サービス事業所」を参照してください。 (市)障害福祉課にお問い合わせください。
5. 持 参 する 物 品	① 療育手帳 ② 個人番号（マイナンバー）がわかるもの ③ その他必要な書類
6. 申 請 先	18歳以上(市)障害福祉課 ～ 市役所1階 ☎ 65-4147 18歳未満(市)子育て支援課～ 帯広市保健福祉センター ☎ 25-9700

基本的な手続きの流れ（障害福祉サービスを利用する場合）（18歳以上の場合）



【障害者総合支援法による障害福祉サービスの種類（介護給付分）】

介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で入浴、排泄、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の知的障害により行動に著しい困難を有し、自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的にを行います。
	行動援護	行動に著しい困難を有する介護の必要性の高い人に、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに短期間・夜間も含め施設で入浴、排泄、食事の介護等を行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護、及び日常生活の世話をを行います。
	施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日に入浴、排泄、食事の介護等を行います。



【障害者総合支援法による障害福祉サービスの種類（訓練等給付分）】

訓練等給付	自立訓練(生活訓練)	自立した日常又は社会生活ができるよう、一定期間生活機能の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般的な企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援(A型、B型)	一般企業での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日に共同生活を行う住居において、相談や日常生活上の援助を行います。
	就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労に移行した人の就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、一定の期間、企業・家族等との連絡調整等の支援を行います。
	自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしを希望する人が、本人の意思を尊重した地域生活を送れるよう、一定の期間、定期的な巡回訪問等により、自立生活の支援を行います。

【児童福祉法による障害児通所給付の種類】

障害児通所給付	児童発達支援	療育が必要な児童に、日常生活上の基本的な動作の指導や、集団生活への適応訓練を行います。
	放課後等デイサービス	学校通学中の児童に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に行います。
	保育所等訪問支援	児童が集団生活を営む施設を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	医療的ケアや重い障害のために外出が難しいお子さんに対し、自宅に訪問して遊びを取り入れながら発達を促すなどの支援を行います。
	障害児相談支援	障害児通所支援を利用する際に障害児支援利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

※障害児通所給付の相談窓口は、子育て支援課となります。

【障害者総合支援法による相談支援】

<p>計画相談支援（※）</p>		<p>障害福祉サービス等を利用する障害者を対象とし、支給決定前のサービス等利用計画案の作成から支給決定後のサービス事業者等との連絡調整、本計画の作成を行い、一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証及び計画の見直しを行う（モニタリング）ことにより、障害者の抱える課題の解決や適切なサービス利用を図ります。</p>
<p>地域相談支援</p>	<p>地域移行支援</p>	<p>精神科の病院又は障害福祉施設等から地域に移行しようとする方が地域で居住するために相談等に対応します。</p>
	<p>地域定着支援</p>	<p>単身等で生活する場合で、地域生活の継続に不安があった時の相談等に対応します。</p>

※ サービスを提供する事業所と直接相談しながらサービスを利用できる場合は、計画相談支援を利用せずに利用計画を立てることができます。（セルフプラン）
セルフプランを立てられる人は原則本人または家族です。

【障害者総合支援法以外のサービス】

<p>地域生活支援事業</p>	<p>移動支援</p>	<p>屋外での移動が困難な知的障害者（児）に対して円滑に外出できるよう移動を支援します。</p>
	<p>日中一時支援</p>	<p>介護が必要な人に日中の活動の場を提供し、見守りなどを行います。</p>
	<p>訪問入浴事業</p>	<p>自分で入浴ができない知的障害者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を受けることができます。（ただし、介護保険サービスや生活介護の利用等が優先されます。）</p>

【在宅者の地域活動支援センターへの通所】

障害のある方の社会参加を目指した地域活動支援センターがあります。